最終更新日：2016年5月17日

株式会社 日本取引所グループ
取締役兼代表執行役グループCEO 清田　瞭
問合せ先：総合企画部：03-3666-1361
証券コード：8697
http://www.jpx.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、次の企業理念を定め、我が国金融商品市場のセントラル・マーケットという公共インフラとしての社会的使命を果たすことを目指しています。
・私たちは、公共性・信頼性の確保、利便性・効率性・透明性の高い市場基盤の構築、創造的・魅力的なサービスの提供により、市場の持続的な発展を図り、豊かな社会の実現に貢献します。
・私たちは、これらを通じて、投資者を始めとする市場利用者の支持及び信頼の増大が図られ、その結果として、利益がもたらされるものと考えます。

当社は、当社の企業理念に沿った経営を実践するためには、ステークホルダーによる当社の企業理念・企業活動への理解が重要と考えています。したがって、当社は、ステークホルダーが当社を理解し、当社への信頼性を高めることができるよう(1)企業理念・社会的使命、(2)市場運営、(3)企業価値向上、(4)コーポレートガバナンスの実効性という4つの観点から、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を定めています。
【コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方】
〈企業理念・社会的使命〉
当社グループが運営する市場は、公共の財産であり、当社の社会的使命は、その持続的発展を図ることにあります。
〈市場運営〉
当社グループは、その開設する市場に対する支持と信頼こそが、投資者を始めとするすべての市場利用者に共通する利益であり、その維持・向上こそが市場の持続的発展の基礎であるという考え方で市場を運営します。
〈企業価値向上〉
当社が、市場の持続的発展を図るに当たっては、株主を始めとする多様なステークホルダーの期待に応え続けることが必要であり、それによって、当社の中長期的な企業価値の向上を実現します。
〈コーポレートガバナンスの実効性〉
当社は、市場の持続的発展を支えるため、そのコーポレートガバナンスについて、より実効性が高く適切に機能するものとなるよう、常に改善を図っていきます。

当社は、上記のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、コーポレートガバナンス・コードの各原則の趣旨を踏まえ、経営陣と独立社外取締役との間で円滑な情報交換と連携を図りながら緊張と協調のある実効性の高いチェック体制を整備するなど当社のコーポレートガバナンスを適切に構築する方針です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

該当事項はありません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4. いわゆる政策保有株式】
（政策保有に関する方針）
当社グループは、事業上の提携関係の強化などを通じて中長期的に当社グループの企業価値向上の効果が期待される場合、他の上場会社の発行する株式を保有することがあります。
当社グループは、主要な政策保有株式について、保有を継続することが企業価値の向上の観点から正当化されるか否かについて、取締役会において定期的に評価を行うこととしています。
（議決権行使基準）
議決権行使に当たっては、機械的・形式的な基準のみで画一的に判断するのではなく、投資先企業の企業価値向上や持続的成長の視点も踏まえ、議決権を行使することとしています。

【原則1－7. 関連当事者間の取引】
当社は、取締役及び執行役との関連当事者取引の適正性を確保するため、取締役及び執行役の競業取引及び利益相反取引については、会社法及び当社取締役会規則に基づき、あらかじめ重要な事実を取締役会に開示したうえで、取締役会の承認を受けることとしています。
また、当社又は当社子会社と主要株主との間で関連当事者取引（当該主要株主が取引参加者や上場会社等の市場利用者であって、当社子会社が予め定めた基準に基づき、当社子会社に対して支払が発生する場合を除きます。）が発生する場合には、金額の重要性を勘案のうえ、取締役会等で取引条件等の合理性や妥当性を協議し承認を受けることとしています。
取締役会において承認を受けた取引については、事後定期的に取締役会に報告することとし、会社や株主共同の利益を害するような取引でないことを確認することとしています。
さらに、定期的に関連当事者と当社との取引の有無について確認することとしています。

【原則3－1. 情報開示の充実】
(i)会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
〈会社の目指すところ（経営理念等）〉

上記「I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1．基本的な考え方」に記載のとおりです。
〈経営戦略、経営計画〉
当社は、2016年3月22日に第二次中期経営計画（2016年度～2018年度）を公表しています。
http://www.jpx.co.jp/corporate/news-releases/0063/nlsgeu000001jbfg-att/20160322jpn.pdf
当社が第二次中期経営計画を策定するに当たっては、我が国証券市場における公共インフラとしての使命を果たし、市場の持続的な発展を図るため、十分な自己資本により財務基盤の安全性を確保しつつ、資本効率を踏まえた成長投資と株主還元を実施すること、また、これらを通じて、中長期的な企業価値の向上を実現することという資本政策を前提としています。

(ii)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
上記「I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1．基本的な考え方」に記載のとおりです。

(iii)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
【現状】
当社は、指名委員会等設置会社であり、当社の役員報酬に関する透明性・客観性を確保することを目的とした法定の「報酬委員会」を設置しています。
報酬委員会は過半数の独立社外取締役で構成されており、役員の報酬に関しては報酬委員会で決定することとしています。
当社の役員報酬は(1)基本報酬、(2)賞与、(3)自社株報酬で構成されています。
執行役について、(1)基本報酬は日々の業務遂行や経営への参画の対価として役位・職務内容に応じた額、(2)賞与は短中期の業績向上に対するインセンティブとして、会社業績及び各執行役の業務成果等に応じて決定した額、(3)自社株報酬は、中長期の企業価値向上に対するインセンティブとして当社株式の購入に充てるもので、役位・職務内容に応じた額としています。
取締役（執行役との兼務者は除く）については、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみとし、賞与及び自社株報酬は、支払っておりません。
【今後】
執行役の報酬体系については、これまで以上に、中長期的な企業価値の向上に資する健全な経営のインセンティブ付けを行う観点から、現在見直しを実施しており、2016年度以降、新体系を適用する予定です。

(iv)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・執行役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
〈取締役候補の指名及び執行役の選任を行うに当たっての手続〉
当社は、指名委員会等設置会社であり、当社の役員人事に関する透明性・客観性を確保することを目的とした法定の「指名委員会」を設置しています。
指名委員会は過半数の独立社外取締役で構成されており、取締役の人事に関して十分な審議を行ったうえで株主総会に付議し、執行役の人事に関しては取締役会で決定することとしています。
〈取締役候補者を指名するに当たっての方針〉
当社指名委員会は、取締役候補者を指名するに当たり、(1)当社の事業に関する専門知識、経営者としての豊富な経験又は法律、会計若しくは財務の専門知識を有していること、(2)取締役として当社の業務に関し公正な判断のできる人格、識見を有していること、(3)取締役としての職務を遂行するに当たり健康上の支障がないこと、を基本方針として、これを踏まえて、取締役候補者を選任しています。
また、当社指名委員会は、経営の透明性及びアカウンタビリティの向上を図り、業務執行の妥当性を監督する機能を強化する観点から、取締役の過半数を独立社外取締役とすることとし、多様な分野の専門家（上場会社の役員、法律専門家、公認会計士、学識経験者、行政機関出身者等）が独立社外取締役となり、取締役会等において、それぞれの専門的知識や経験等を踏まえて議論することにより経営理念の実現を目指す体制をとっています。
なお、当社の独立社外取締役候補者に係る独立性の判断基準は後述「原則4－9．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質」に記載のとおりです。
〈執行役を選任するに当たっての方針〉
【現状】
当社指名委員会は、執行役候補者を指名するに当たり、(1)当社の業務に関する専門知識を有し、経営判断能力及び経営執行能力にすぐれていること、(2)指導力、決断力、先見性及び企画力にすぐれていること、(3)執行役としてふさわしい人格、識見を有すること、(4)執行役としての職務を遂行するに当たり健康上の支障がないこと、を基本方針とし、これを踏まえて候補者を選定のうえ取締役会に提案し、取締役会はこの提案を踏まえて、執行役を選任しています。
とりわけ、代表執行役グループCEOについては、(1)当社の企業理念を尊重し、企業理念に基づく経営を高いレベルで実践できる人物、(2)当社市場に関係ある人々から広く支持と信頼を得られる人格と識見と行動力を有する人物、(3)グローバルな視点を有し、かつ、日本社会・経済への造詣も深く、当社市場を熟知し、市場利用者や市場制度等をリードしていくことができる人物という人材イメージに照らして、最も適当な人物を選任しています。
【今後】
当社指名委員会は、取締役会と連携しながら、代表執行役グループCEOの育成を含めた後継者の計画（プランニング）について、より適切なものとなるよう今後も継続的に検討を行う方針です。

(v)取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・執行役候補の指名を行う際の個々の選任・指名についての説明
前記の指名方針に基づき、当社指名委員会が、独立社外取締役8名について、取締役として選任した理由は、後述「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレートガバナンス体制の状況」「1．機関構成・組織運営等に係る事項」【社外取締役に関する事項】会社との関係（2）に記載のとおりです。また、独立社外取締役を除く当社取締役及び当社執行役の個々の選任理由は以下のとおりです。
なお、以下の取締役及び執行役のうち、取締役の略歴については、「JPXレポート2015」35～36ページに記載しているとおりです。
http://www.jpx.co.jp/corporate/investor-relations/ir-library/annual-reports/index.html

清田 瞭　取締役 兼 代表執行役グループCEO兼 株式会社東京証券取引所取締役
同氏の略歴は「JPXレポート2015」に記載のとおりです。
同氏の証券会社での業務を通じた証券市場に関する豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映することができるため、2013年に当社取締役兼 株式会社東京証券取引所代表取締役社長に選任しました。
株式会社東京証券取引所代表取締役社長として、コーポレートガバナンス・コードの施行を推進する等2年間に亘り現物市場を牽引しました。
当社グループにおける経験や実績とCEOに求められる人材像に照らして最適の人材として、当社取締役兼代表執行役グループCEOに選任いたしました。

宮原 幸一郎　取締役 兼 執行役（株式会社東京証券取引所経営管理統括）兼 株式会社東京証券取引所代表取締役社長
同氏の略歴は「JPXレポート2015」に記載のとおりです。
同氏は、株式会社東京証券取引所グループ常務執行役として、株式会社大阪証券取引所との経営統合を推進しました。
同氏のこれまでの実績や取引所業務全般に亘っての豊富な知識や経験を当社の経営に反映することができるため、当社取締役 兼 執行役（株式会社東京証券取引所経営管理統括）兼 株式会社東京証券取引所代表取締役社長に選任いたしました。

山道 裕己　取締役 兼 執行役（株式会社大阪取引所経営管理統括）兼 株式会社大阪取引所代表取締役社長
同氏の略歴は「JPXレポート2015」に記載のとおりです。
同氏の証券会社での業務を通じた証券市場に関する豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映することができるため、2013年に当社取締役 兼 株式会社大阪証券取引所（現株式会社大阪取引所）代表取締役社長に選任いたしました。
株式会社大阪取引所代表取締役社長として、JPX日経インデックス400先物等の新商品の上場や機関投資家・海外投資家の開拓等2年間に亘りデリバティブ市場を牽引しました。
当社グループにおける経験や実績を踏まえ、当社取締役 兼 執行役（株式会社大阪取引所経営管理統括）兼 株式会社大阪取引所代表取締役社長に選任いたしました。

広瀬 雅行　取締役（監査委員） 兼 株式会社東京証券取引所監査役
同氏の略歴は「JPXレポート2015」に記載のとおりです。
同氏の取引所業務全般に亘っての豊富な知識や経験を当社の業務執行の監督等に活かすことができるため、当社取締役（監査委員）に選任いたしました。

澁谷 裕以　常務執行役（CIO、IT企画担当） 兼 株式会社東京証券取引所常務執行役員（IT管理室・IT開発（株式、情報）担当） 兼 株式会社大阪取引所常務執行役員（IT担当）
同氏は、1977年に東京海上火災保険株式会社（現東京海上日動火災保険株式会社）に入社後、システム企画全般に関する業務を担当しました。
同氏は、東京海上日動火災保険株式会社で基幹システムとすべての保険商品を根底からつくり直す「抜本改革」プロジェクトを主導しました。2010～2013年にかけては、東京海上ホールディングス株式会社で国内外のグループ会社のIT戦略を支援しました。
同氏の金融機関システムに関する豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映することができるため、当社常務執行役に選任いたしました。

狩野 芳徳　常務執行役（IT企画担当） 兼 株式会社大阪取引所常務執行役員（IT・IT推進室担当）
同氏は、1980年に日本電信電話公社に入社後、1988年にエヌ・ティ・ティ・データ通信株式会社へ転籍し、金融システムに関する業務を担当しました。2010年に株式会社大阪証券取引所に入社してからは、同社及び当社グループでは取引所システム全般に関する業務を担当しました。
同氏は、当社の経営統合に伴うシステム統合を推進し、次期デリバティブシステムの開発を推進しています。
同氏の取引所システム全般に亘っての豊富な知識や経験を当社の経営に反映することができるため、当社常務執行役に選任いたしました。

岩永 守幸　常務執行役（CFO、財務・IR・決済連携推進担当） 兼 株式会社東京証券取引所常務執行役員（決済担当）
同氏は、1984年に東京証券取引所に入所し、その後同社及び当社グループでは経営企画・人事・財務・広報・情報サービス・清算決済に関する業務を担当しました。
同氏は、当社CFOとして当社グループの財務戦略の推進や統合後の組織運営におけるコストを適正化するとともに、決済担当役員として株式会社日本証券クリアリング機構と株式会社日本国債清算機関との経営統合や情報サービス担当役員として「JPX日経インデックス400」の開発を推進しました。
同氏の取引所業務全般に亘っての豊富な知識や経験を当社の経営に反映することができるため、当社常務執行役に選任いたしました。

深山 浩永　執行役（株式会社日本証券クリアリング機構経営管理統括担当）
同氏は、1978年に東京証券取引所に入所、その後同社及び当社グループでは、経営企画・財務・株式・デリバティブ等に関する業務を担当し、2013年に株式会社日本証券クリアリング機構代表取締役社長に就任いたしました。
株式会社日本証券クリアリング機構は、上場商品の清算業務を行い、当社グループが提供する上場商品の売買に係るバリューチェーンの一角を担うほか、OTCデリバティブの清算業務も手掛ける当社グループの中核子会社ですが、同氏は、代表取締役社長として、同社の経営全般を統括しています。
同氏を当社の執行役として経営陣に加えることにより、従来以上にグループ経営体制を強化できるため、当社執行役に選任いたしました。

長谷川 勲　執行役（総務担当） 兼 株式会社東京証券取引所執行役員（総合管理室担当） 兼 株式会社大阪取引所執行役員（総合管理室担当）
同氏は、1987年に東京証券取引所に入所し、その後同社及び当社グループでは経営企画・総務・株式市場に関する業務を担当しました。
同氏は、株式市場制度の整備を推進し、市場の流動性向上に関する施策を推進しました。
同氏の取引所業務全般に亘っての豊富な知識や経験を当社の経営に反映することができるため、当社執行役に選任いたしました。

二木 聡　執行役（人事・広報担当）
同氏は、1988年に東京証券取引所に入所し、その後同社及び当社グループでは経営企画・財務・広報・システム・株式市場に関する業務を担当しました。
株式会社東京証券取引所グループにおいて、株式会社大阪証券取引所との経営統合を推進しました。
同氏の取引所業務全般に亘っての豊富な知識や経験を当社の経営に反映することができるため、当社執行役に選任いたしました。

平野 剛　執行役（総合企画担当）
同氏は、1989年に東京証券取引所に入所、その後同社及び当社グループでは経営企画・情報サービス・清算決済に関する業務を担当しました。
同氏は、株式会社日本証券クリアリング機構の設立及び同機構における金利スワップ・CDS取引等の清算業務を推進しました。
同氏の取引所業務全般に亘っての豊富な知識や経験を当社の経営に反映することができるため、当社執行役に選任いたしました。

田端 厚　執行役（グローバル戦略担当）
同氏は、1988年に東京証券取引所に入所、その後同社及び当社グループでは秘書・経営企画・総務等に関する業務を担当しました。
同氏は、株式会社東京証券取引所グループで、CEO政策秘書として、株式会社大阪証券取引所との経営統合を推進しました。
同氏の取引所業務全般に亘っての豊富な知識や経験を当社の経営に反映することができるため、当社執行役に選任いたしました。

【補充原則4－1－1. 経営陣に対する委任の範囲の決定、概要の開示】
当社は、指名委員会等設置会社でもあることから、当社の取締役会は、迅速かつ機動的な意思決定及び業務執行者に対する監督強化を目的として、経営の基本方針や執行役の選任等、法令上取締役会の専決事項とされている事項の決定を中心に行い、その他の業務執行の決定については、代表執行役グループCEO以下の執行役に委任することとしています。

【原則4－8. 独立社外取締役の有効な活用】
現在、当社取締役12名のうち社外取締役は8名であり、8名全員について、当社の定める独立社外取締役の独立性判断基準を充足しているものと判断し、独立役員として東京証券取引所へ届け出ています。

【補充原則4－8－1. 独立社外取締役による情報交換・認識共有】
【補充原則4－8－2. 独立社外取締役による連絡・連携体制の整備】
当社は、経営の監督機能を強化するとともに、効率的な経営を実現するため、指名委員会等設置会社形態を採用しており、独立社外取締役8名を選任しています。
当社の独立社外取締役は、取締役会及びその他の会議において、活発に意見交換を行っており、当社のコーポレートガバナンスは有効に機能していると認識しています。
本年3月には、当社の非常勤独立社外取締役が、情報交換や認識共有を図ることで、経営の監督機能をより発揮するとともに、取締役会を更に活性化させることを目的として、非常勤独立社外取締役のみによる会議体「独立社外取締役委員会」を設置いたしました。第1回目の独立社外取締役委員会では、各取締役による取締役会及び各委員による指名委員会・監査委員会・報酬委員会の実効性に関する自己評価を受けて、経営陣から提示された改善策について第一次評価を実施いたしました（【補充原則4－11－3. 取締役会の実効性に関する分析・評価・結果の概要の開示】を参照。）。

【原則4－9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、社外取締役について、当社において合理的に可能な範囲で確認した結果、以下の第1項から第14項までに掲げる事項のいずれにも該当すると認められる場合に、独立性を有しているものと判断します。
1.最近10年間において、当社グループ（注1）の業務執行取締役等（注2）又は従業員ではないこと。
2.最近5 年間において、当社の現在の主要株主（注3）グループ又は当社が現在主要株主である会社の業務執行役員又は従業員ではないこと。
3.当社グループの主要な取引先（注4）の業務執行役員又は従業員ではないこと。
4.直近事業年度に先行する3事業年度のいずれかにおいて当社グループの主要な取引先（注5）の業務執行役員又は従業員ではないこと。
5.当社グループから一定額（注6）を超える寄付又は助成を受けている組織の業務執行役員又は従業員ではないこと。
6.当社グループから取締役を受け入れている企業グループの役員ではないこと。
7.最近3年間において、当社グループの大口債権者等（注7）グループの業務執行役員又は従業員ではないこと。
8.当社グループの会計監査人の社員、パートナー又は従業員ではないこと。
9.最近3年間において、当社グループの現在の会計監査人の社員、パートナー又は従業員であって、当社グループの監査業務を実際に担当していた者ではないこと（ただし、補助的関与は除く。）。
10.弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社グループから、一定額（注8）を超える金銭その他の財産上の利益を得ている者ではないこと。
11.法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザリー・ファームであって、当社グループを主要な取引先とするファーム（注9）の社員、パートナー、アソシエイト又は従業員ではないこと。
12.以下に掲げる者の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族ではないこと。
(1) 最近5 年間における当社グループの業務執行役員又は従業員。
(2) 最近5年間における当社の現在の主要株主又は当社が現在主要株主である会社の役員。
(3) 当社グループの主要な取引先の業務執行役員又は従業員。
(4) 最近3 年間のいずれかの事業年度における当社グループの主要な取引先の業務執行役員又は従業員。
(5) 当社グループから一定額を超える寄付又は助成を受けている組織の業務執行役員又は従業員。
(6) 最近3年間における当社グループの大口債権者等グループの業務執行役員又は従業員。
(7) 当社グループの会計監査人の社員、パートナー又はその他の公認会計士。
(8) 当社グループの会計監査人の従業員であって、当社グループの監査業務を現在実際に担当している者（ただし、補助的関与は除く。）。
(9) 最近3年間において、当社グループの現在の会計監査人の社員、パートナー又は従業員であって、当該期間において、当社グループの監査業務を実際に担当していた者（ただし、補助的関与は除く。）。
(10) 弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、当社グループから、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を得ている者。
(11) 法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザリー・ファームであって、当社グループを主要な取引先とするファームの社員、パートナー又はアソシエイト。
13.当社において、当社の一般株主との間で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのないこと。
14.当社の社外取締役として、通算の在任期間が10年を超えないこと又は通算の在任期間が10年を超えない者であっても当社における勤務の状況から実質的な独立性に疑義が生じていないこと。
15.上記第2項から第12項までのいずれかに該当しない者であっても、当該人物が会社法上の社外取締役の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の独立取締役としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立取締役とすることができる。

注1:「当社グループ」とは、株式会社日本取引所グループ、株式会社東京証券取引所、株式会社大阪取引所、日本取引所自主規制法人、株式会社日本証券クリアリング機構及び株式会社東証システムサービスをいう。
注2:「業務執行取締役等」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、理事長及び常任理事をいう。
注3:「主要株主」とは、議決権の所有割合が10%以上の株主をいう。
注4:3. 及び12. (3)における「主要な取引先」とは、当社グループを主要な取引先としていた者（その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを、当社グループから受けた者）及び当社グループの主要な取引先であった者（当社に対して、当社の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っている者）又はその親会社若しくは重要な子会社をいう。
注5:4. 及び12. (4)における「主要な取引先」とは、当社グループを主要な取引先とする者（その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを、当社グループから受けていた者）及び当社グループの主要な取引先である者（当社に対して、当社の対象事業年度の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っていた者）又はその親会社若しくは重要な子会社をいう。
注6:5. 及び12. (5)における「一定額」とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円又は当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額をいう。
注7:「大口債権者等」とは、当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者をいう。

注8:10. 及び12. (10)における「一定額」とは、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の額(役員報酬を除く)をいう。
注9:「主要な取引先とするファーム」とは、過去3事業年度の平均で、そのファームの連結総売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けたファームをいう。

【補充原則4－11－1. 取締役会全体の知識等のバランス、多様性、規模に関する考え方の策定、取締役の選任に関する方針・手続の開示】
当社は、多様なステークホルダーからの意見を経営や市場運営に反映するために、専門知識や経験が異なる多様な取締役を選任することを基本方針としています。
また、取締役会として、経営監視・監督機能を十分に発揮するとともに、適切かつ効率的な運営を行う観点から、その員数を15名以内としています。
現在、当社取締役会は、女性2名を含む12名で構成されており、そのうち8名が独立社外取締役となります。
当社独立社外取締役8名の内訳は、上場会社の役員等3名、法律専門家1名、公認会計士1名、学識経験者1名、行政機関出身者2名で、それぞれの分野で高い見識を認められており、当社の経営に多面的な社外の視点を積極的に取り入れることができる充実した体制となっています。

【補充原則4－11－2. 独立社外取締役の兼任状況】
独立社外取締役の「重要な兼職の状況」につきましては、「JPXレポート2015」35～36ページに記載しているとおりです。
http://www.jpx.co.jp/corporate/investor-relations/ir-library/annual-reports/index.html

【補充原則4－11－3. 取締役会の実効性に関する分析・評価・結果の概要の開示】
＜評価プロセス＞
当社取締役会は、2015年度に開催された取締役会及び指名委員会・監査委員会・報酬委員会の実効性に関する分析・評価のために、全取締役に対して、アンケートを実施し、その評価内容及び評価を受けて経営陣等で検討した改善策について、非常勤の独立社外取締役のみによる会議体「独立社外取締役委員会」において第一次評価を実施しました。
独立社外取締役委員会では、第一次評価を実施するに当たって、経営陣等から提示された改善策について、追加的に検討するべき点を中心に議論がなされました。
独立社外取締役委員会での第一次評価の結果については、独立社外取締役委員長から、取締役会議長及び代表執行役グループCEOに直接フィードバックされ、当該結果を踏まえて、経営陣等は改善策を再検討しました。
その後、取締役会において、評価内容及び経営陣等から示された改善策の再検討案について議論したうえで、取締役会としての評価内容等を決定しました。
＜アンケート内容＞
アンケート内容は主に以下の観点から実施しました。(※は、指名委員会・監査委員会・報酬委員会についても同様の観点からアンケートを実施)
取締役の構成※、取締役会に出席するに当たっての準備やサポート体制※、取締役会における議論等の有効性※、経営陣とのコミュニケーション、取締役へのトレーニング、リスクマネジメント・コンプライアンス・レビューの体制、経営戦略等に関する議論の適切性
＜実効性の分析・評価結果・改善策の概要＞
【取締役会】
当社取締役会では、取締役会について、その実効性が確保されていると評価しておりますが、アンケートの結果、取締役からは、改善が必要な点として、「取締役会の運営・在り方等」、「トレーニング」、「執行役・執行役員とのコミュニケーション」及び「経営戦略・リスク管理・レビュー等」の4つの観点からの指摘がありました。
「取締役会の運営・在り方等」については、1.議論を更に活性化するために準備や議論の時間を適切に確保すること、2.取締役会として、ステークホルダーからの意見を適切に把握すること等について指摘がありました。「トレーニング」や「執行役・執行役員とのコミュニケーション」については、更に充実させるべきとの指摘がありました。「経営戦略・リスク管理・レビュー等」については、リスク管理の強化、レビューや報告を更に充実させるべきとの指摘がありました。これらの指摘を受けて、当社経営陣等は、改善策を検討し、取締役会において、改善策を適切に実施する旨を確認いたしました。
【指名委員会】
指名委員会については、経営者に関する後継者計画(プランニング)等について、継続的に検討するべきであるとの指摘がありました。また、指名委員会から取締役会への報告を更に充実させるべきであるとの指摘がありました。これらの指摘を受けて、指名委員会において、改善策を適切に検討する旨を確認いたしました。
【監査委員会】
監査委員会については、監査の視点につながる実務に関するレクチャー等をより充実させるべきであるとの指摘がありました。当該指摘を受けて、監査委員会において、改善策を適切に検討する旨を確認いたしました。
【報酬委員会】
報酬委員会については、指名委員会と同様に、報酬委員会から取締役会への報告を更に充実させるべきであるとの指摘がありました。当該指摘を受けて、報酬委員会において、改善策を適切に検討する旨を確認いたしました。また、本年4月1日より新報酬体系がスタートしたことを踏まえて、報酬体系や評価方法に関して、報酬委員会では今後も継続的に検証をすることといたしました。

【補充原則4－14－2. 取締役・監査役に対するトレーニング方針の開示】
【現状】
〈社外取締役に対するトレーニングの方針〉
当社の社外取締役は、上場会社の役員等、法律専門家、公認会計士、学識経験者、行政機関出身者であり、それぞれの専門分野や経験等により、経営やコーポレートガバナンスに関する知識は十分に有しています。
そのため、社外取締役に対しては、当社グループの業務に対する理解を深めることを中心にトレーニングを実施しており、就任時において、規則集やパンフレット等を用いて、全社業務、関連法規、制度等の説明を実施しています。また、社内・システムセンターの見学会等を実施しています。
就任後も定期的に事業や財務の状況について報告するとともに、必要に応じて制度等の改正内容について情報提供を行うことにより、知識のアップデートを図り、社外取締役として期待される役割を十分に発揮できるようにしています。
取引所業務が複雑化していることを踏まえ、昨年より、取締役が、取引所業務に関する知識や情報をアップデートしながら、議論をするための昼食研修会を開催しております。更に、本年より、JPX取締役研修会を開始し、外部専門家を交えた意見交換会を開始いたしました。

〈執行役に対するトレーニングの方針〉
当社グループの執行役・執行役員については、業務執行に必要な専門知識のアップデートをサポートするため、株式会社東京証券取引所の「上場会社向けeラーニング」や外部セミナーの受講を積極的に行っています。
【今後】
取締役・執行役に対して、取引所業務に関する知識や情報をアップデートするための機会や、海外情勢・法令・リスク管理等企業として対処すべ

き課題に関して、外部専門家を交えた意見交換会や研修を更に充実させることとします。

【原則5－1. 株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、公正かつ透明で使い勝手の良い市場の発展を図ることを通じて、当社の企業価値が持続的に向上することを目指しています。この実現には多様なステークホルダーの声に耳を傾けることが重要であり、株主・投資家と対話を積極的に行い、長期的な信頼関係を確保していきたいと考えています。
株主・投資家との対話については、IR担当執行役が統括します。また、実際の面談については、面談目的に応じて、取締役、執行役、IR担当部門のいずれかが適宜対応します。
対話の実効性を高めるため、IR担当部門が中心となり、財務部、総合企画部、総務部等のコーポレート部門のほか、子会社である金融商品取引所を始めとしたグループ全体各部門を含めて密接な情報連携を図ります。
建設的な対話の前提として、以下のような取組みを行います。
・当社への中長期的な視点での理解を深めるための統合報告書の発行
・個人投資家向け説明会の実施
・機関投資家向け決算説明会や機関投資家訪問の実施
・決算・会社説明会資料等のウェブサイトでの提供
・業務関連統計としての金融商品市場情報のウェブサイト等での提供
対話を通じて得られた意見等について、経営判断に役立てるよう経営陣及び取締役会に定期的に報告します。
会社情報の開示は、別途制定している「ディスクロージャー・ポリシー」に則り、迅速性、正確性及び公平性を旨として行います。特にインサイダー取引規制に抵触する行為は、金融商品市場全体の信頼性を著しく損なうことを強く認識し、情報漏えい等が生じないよう情報管理を徹底します。

（参考）ディスクロージャー・ポリシー
http://www.jpx.co.jp/corporate/investor-relations/shareholders/basic-info/

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	7,856,900	2.86
SMBCフレンド証券株式会社	7,557,000	2.75
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	7,467,586	2.72
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,211,600	2.26
THE CHASE MANHATTAN BANK 385036	5,311,600	1.93
SAJAP	4,665,000	1.70
みずほ証券株式会社	4,290,600	1.56
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,778,500	1.38
岡地証券株式会社	3,500,000	1.27
立花証券株式会社	3,443,600	1.25

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

次の法人より大量保有報告書等の提出があり、下記の報告義務発生日現在で当社株式を所有している旨の報告を受けましたが、当社として期末時点における実質所有株式数を確認できませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、大量保有報告書等が複数回提出されている場合は、最新の報告書の概要を記載しており、保有株券等の数及び株券等保有割合については、共同保有者に係る保有分として報告があった場合は、その株数及び保有割合を含めて記載しています。
・株式会社みずほ銀行
提出日　2014年5月22日
報告義務発生日　2014年5月15日
保有株券等の数　13,816,950株
株券等保有割合　5.03%
・ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー
提出日　2015年1月21日
報告義務発生日　2015年1月15日
保有株券等の数　26,486,900株
株券等保有割合　9.65%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	その他金融業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、金融商品取引法上の「金融商品取引所持株会社」であり、内閣総理大臣の認可を受け、金融商品取引所及び自主規制法人の適切な経営管理等を行うものであります。

また、当社の子会社である金融商品取引所は、同法上の「取引所金融商品市場を開設する株式会社」であり、同法に定める内閣総理大臣の免許を受け、金融商品市場の開設・運営を行い、同じく子会社の自主規制法人は内閣総理大臣の認可を受け、自主規制業務を行っています。なお、同法により、金融商品取引所及び自主規制法人の定款を変更する場合は内閣総理大臣の認可が必要であること、内閣総理大臣は公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときはその必要の限度において定款の変更を命ずることができること、内閣総理大臣は法令等に違反したとき等において公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは役員の解任やその他必要な措置を命じることができることとされています。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社外取締役
取締役の人数	12名

【社外取締役に関する事項】

社外取締役の人数	8名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	8名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
津田 廣喜	その他											
クリスティーナ・アメージャン	学者											
奥田 務	他の会社の出身者								△			
久保利 英明	弁護士											
友永 道子	公認会計士											
本田 勝彦	他の会社の出身者								△			
米田 壯	その他											
チャールズ・ディトマース・レイク二世	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			
						金融行政に関する豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取

津田 廣喜				○	―――	締役に選任しています。また、当社グループの主要な取引先、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント等、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が示した基準に該当していないことから、独立役員に指定しています。
クリスティーナ・アメージャン			○	○	―――	学識経験者としての専門的見地から、企業戦略に関する高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役に選任しています。また、当社グループの主要な取引先、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント等、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が示した基準に該当していないことから、独立役員に指定しています。
奥田 務	○	○		○	h:奥田務氏は、当社の子会社である株式会社東京証券取引所(以下この補足説明において「東証」といいます。)が開設する金融商品取引市場の上場会社であるJ.フロント　リテイリング株式会社の出身であり、現在同社の相談役です。同社は東証に対し年間上場料等を支払っていますが、当該取引は取引条件が他の上場会社と同様であるため、独立性に影響を与えるおそれがないと判断し、概要の記載を省略しています。	企業経営に関する豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役に選任しています。また、当社グループの主要な取引先、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント等、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が示した基準に該当していないことから、独立役員に指定しています。
久保利 英明	○			○	―――	法律家としての専門的見地から企業法務に関する高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役に選任しています。また、当社グループの主要な取引先、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント等、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が示した基準に該当していないことから、独立役員に指定しています。
友永 道子			○	○	―――	会計専門家の立場から企業会計に関する高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役に選任しています。また、当社グループの主要な取引先、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント等、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が示した基準に該当していないことから、独立役員に指定しています。
本田 勝彦	○			○	h:本田勝彦氏は、東証が開設する金融商品取引市場の上場会社である日本たばこ産業株式会社の出身であり、現在同社の顧問です。同社は東証に対し年間上場料等を支払っていますが、当該取引は取引条件が他の上場会社と同様であるため、独立性に影響を与えるおそれがないと判断し、概要の記載を省略しています。	企業経営に関する豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役に選任しています。また、当社グループの主要な取引先、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント等、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が示した基準に該当していないことから、独立役員に指定しています。
米田 壯			○	○	―――	警察機関における豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役に選任しています。また、当社グループの主要な取引先、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント等、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が示した基準に該当していないことから、独立役員に指定しています。
チャールズ・ディトマース・レイク二世		○		○	―――	企業経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役に選任しています。また、当社グループの主要な取引先、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント等、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が示した基準に該当していないことから、独立役員に指定しています。

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
指名委員会	4	0	1	3	社内取締役
報酬委員会	3	0	1	2	社外取締役
監査委員会	4	1	1	3	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数	11名

兼任状況

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
清田 瞭	あり	あり	○	○	なし
澁谷 裕以	なし	なし	×	×	なし
狩野 芳徳	なし	なし	×	×	なし
岩永 守幸	なし	なし	×	×	なし
宮原 幸一郎	なし	なし	×	×	なし
山道 裕己	なし	なし	×	×	なし
深山　浩永	なし	なし	×	×	なし
長谷川 勲	なし	なし	×	×	なし
二木 聡	なし	なし	×	×	なし
平野 剛	なし	なし	×	×	なし
田端 厚	なし	なし	×	×	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会の職務を補助するため監査委員会室を設置しています（監査委員会室には室長以下5名の社員が所属。必要に応じ、子会社の監査役室を兼務。）。監査委員会室に所属する社員の異動、人事考課、懲戒等について、あらかじめ監査委員会が指名した監査委員の同意を得ることとするほか、執行役が独立性を阻害することのないよう留意することとしています。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の会計監査人は、有限責任監査法人トーマツを選任しており、監査委員会は、会計監査人と監査計画、監査結果等についての報告受領や定期的な情報交換を行い、効率的な監査の実施に努めることとしています。
また、当社では、内部監査部門として、CEO及びCOO直轄の内部監査室を設置しており、監査委員会は、定期的に内部監査の計画・実施状況について報告を受け、また必要に応じて調査等を求めるなど、機動的な連携を図ることとしています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	8 名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を満たす者を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

当社の役員報酬は、定額の基本報酬のほかに、単年度の業績向上に対するインセンティブとして、連結当期純利益を指標とする賞与を支給しています。また、中長期の企業価値向上に対するインセンティブとして、当社株式の購入に充てる自社株報酬を支給しています。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役・執行役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
（個別の執行役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

―――

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【現状】
当社は、指名委員会等設置会社であり、当社の役員報酬に関する透明性・客観性を確保することを目的とした法定の「報酬委員会」を設置しています。
報酬委員会は過半数の独立社外取締役で構成されており、役員の報酬に関しては報酬委員会で決定することとしています。
当社の役員報酬は(1)基本報酬、(2)賞与、(3)自社株報酬で構成されています。
執行役について、(1)基本報酬は日々の業務遂行や経営への参画の対価として役位・職務内容に応じた額、(2)賞与は短中期の業績向上に対するインセンティブとして、会社業績及び各執行役の業務成果等に応じて決定した額、(3)自社株報酬は、中長期の企業価値向上に対するインセンティブとして当社株式の購入に充てるもので、役位・職務内容に応じた額としています。
取締役（執行役との兼務者は除く）については、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみとし、賞与及び自社株報酬は、支払っておりません。
【今後】
執行役の報酬体系については、これまで以上に、中長期的な企業価値の向上に資する健全な経営のインセンティブ付けを行う観点から、現在見直しを実施しており、2016年度以降、新体系を適用する予定です。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対しては、総務部が補助をしています。総務部では取締役会の議論が効果的に行われるよう社外取締役に対し、取締役会に付議する議案の内容について事前説明を行うこととしています。加えて、監査委員に対しては、監査委員会室を設け、専任のスタッフを配置し、補助をしています。監査委員会室は、社外取締役である監査委員に対し、監査委員会に付議する議案の内容について事前説明を行うこととしています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社では、経営の監視・監督機能と業務執行機能を制度上明確に分離し、経営監視・監督機能の強化及び経営の透明性の向上を図るために指名委員会等設置会社形態を採用しています。当社の経営監視・監督機能の中心的役割を担う取締役会は、女性2名を含む12名で構成しており、経営の透明性及びアカウンタビリティの向上及び業務執行の妥当性を監督する機能の強化のため、社外取締役を過半数以上としています。
社外取締役8名の内訳は、上場会社の役員等3名、法律専門家1名、公認会計士1名、学識経験者1名、行政機関出身者2名で、それぞれの分野で高い見識を認められており、当社の経営に多面的な社外の視点を積極的に取り入れることができる充実した体制となっています。当社は、社外取締役8名との間で責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としています。取締役会は、原則として定期的に開催することとしています。経営の基本方針・重要事項の決定を行うとともに、それに従って行う執行役の業務執行について監督いたします。

また、当社では、当社の役員人事及び役員報酬に関する透明性・客観性を確保することを目的とした法定の「指名委員会」及び「報酬委員会」を設置していますが、各委員会はそれぞれ過半数の社外取締役で構成されており、役員の人事に関しては指名委員会で十分な審議を行ったうえで株主総会に付議し、役員の報酬に関しては報酬委員会で決定することとしています。

加えて、当社では、監査機能を担う法定の「監査委員会」を設置しており、4名（常勤の監査委員1名）の取締役で構成され、うち公認会計士1名を含む、3名が社外取締役です。監査委員会は、原則として定期的に開催することとしており、その補助のため監査委員会室を設置しています。また、監査委員会で選定された委員（常勤の監査委員）は、取締役会及び執行役会等の重要な会議に出席するなど、業務執行の適法性について監査をしており、会計監査及び業務監査においては、会計監査人、内部監査室及び子会社の監査役等との連携を図り、その実効性を高めるよう努めています。監査に当たっては、監査委員会で決定した監査計画及び職務分担に基づき、会計監査人、内部監査室及び子会社の監査役等と密接な連携をとりつつ、内部統制システムの構築、運用状況を監視検証することにより、効率的な監査を行うこととしています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、株主を始めとするステークホルダーに対するより一層のアカウンタビリティの確保が必要になるものと認識しており、経営の監視・監督機能と業務執行機能を制度上明確に分離し、経営監視・監督機能の強化及び経営の透明性の向上を図ることが当社のコーポレートガバナンス充実により資するものと考え、指名委員会等設置会社を採用しています。

また、取締役会は、経営の透明性及びアカウンタビリティの向上を図り、業務執行の妥当性を監督する機能を強化する観点から、過半を社外取締役で構成しています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	開催日の約3週間前を目途に招集通知を発送しています。また、開催日の約4週間前を目途に招集通知を当社ホームページに掲載しています。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日の約1週間前を目途に株主総会を開催しています。
電磁的方法による議決権の行使	株主名簿管理人の議決権行使サイトを通じて、電磁的方法による議決権行使が可能です。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	「機関投資家向け議決権行使プラットフォーム」の議決権行使サイトから議決権行使が可能です。
招集通知（要約）の英文での提供	英語版の招集通知を作成し、「機関投資家向け議決権行使プラットフォーム」により海外株主へ提供するとともに、当社ホームページへ掲載することにより、議決権行使環境の向上に努めています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	情報開示に対する基本的考え方をまとめた「ディスクロージャー・ポリシー」を制定し、当社ホームページにおいて公表しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの会社説明会等を随時開催しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	海外及び国内において、アナリスト・機関投資家を対象とした会社説明会を実施しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外及び国内において、海外投資家を対象とした会社説明会に参加しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	株主・投資家向けサイトを設け、決算短信、決算説明会の資料・動画、有価証券報告書、中期経営計画、株主総会の招集通知・決議通知、株主向け報告書、プレスリリース等を掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	担当執行役のもと、専任担当者を置き、IRを推進しています。	
その他	事業報告書、アニュアルレポートのほか決算補足説明資料等を作成し、わかりやすい情報提供に努めています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、金融商品取引所持株会社として、子会社である金融商品取引所及び自主規制法人の経営管理等を通じて、効率的で使い勝手が良く、公正で信頼される市場を構築することで、社会からの信頼に応えるべく企業活動を行っています。当社の企業行動憲章は、こうした社会との調和を目指し、開かれた企業として果たすべき社会的責任を明らかにするために、企業倫理の観点から準拠すべき普遍的価値観を定めており、当社は、本憲章の精神に従って、良識ある公正かつ透明な企業活動を展開することで、これからも社会的使命を果たしてまいります。今後とも当社の役員、社員の一人ひとりが、本憲章を遵守、実践することにより、広く社会に貢献し、また企業として持続的な発展を目指してまいります。

環境保全活動、CSR活動等の実施	公共インフラとしての金融商品市場の運営確保を基本としつつ、投資者をはじめとする多様なステークホルダーとの良好な関係を維持していくことをCSR活動の基本スタンスとしており、具体的には企業行動憲章に掲げる考え方を行動として実践することによりCSRを推進しています。また、環境保全活動として植林活動を行っています。
その他	当社では、役員に占める女性の割合は、10%です（社外取締役を含む。）。 現在、当社では、「ダイバーシティ推進グループ」を設置し、多様な価値観やライフスタイルを受容できる職場環境の整備に取り組んでいます。具体的には、育児中の社員に対し、法定以上の育児休業制度、時短勤務制度の拡充に加え、時差出勤制度、病児保育等の費用補助などの諸制度を設けており、育児中でも働く意欲を応援する制度を構築しています。 2016年4月時点の女性管理職比率は4.5%ですが、上記の出産育児支援制度の整備に加え、女性社員向けキャリア研修、育児制度利用者とその上司による意見対話会等の実施を通じて意識改革を促し、管理職以上の女性比率の増加を図ることで、役員へ登用できる能力の高い人材を育成・確保していくことを目指していく方針です。 また、当社では、女性活躍推進と合わせて、個人個人のさまざまなライフイベントがあっても、男女とも多様な能力を生かしキャリアアップしながら働き続けられる環境を整備していく観点から、仕事と介護の両立の支援として、法定以上の介護休業、介護休暇制度を整備しています。2014年度より、介護に対して不安や関心のある社員向けに必要な基礎知識、情報を提供する「介護セミナー」を実施しています。また、2015年度には、全社員を対象に働きやすい職場環境に向け、時間単位で有給休暇を取得できる時間休制度を導入し、介護休暇や、子の看護休暇についても時間単位での取得ができるようになり、介護や育児との両立できる環境整備を行っています。 今後は、JPXが組織として持続的に成長できるよう、全社員がライフと仕事を両立しながら、継続的に成果を出せる環境を作りだすため、多様な労働力を活用し、生産性を高めるとともに、社員の創造性発揮を促進できる組織基盤へ強化していく予定です。 （参考）2016年4月現在の当社における各データは以下のとおりです。 管理職以上の役職者に占める女性比率：4.5%（昨年3.1%） 2016年度新卒採用者に占める女性：新卒採用数20人のうち女性10名（50%）（昨年28.5%） 2015年度中に育児休業明けの女性社員の復職率：100%

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システム構築の基本方針は、以下のとおりです。

1．当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査委員会の職務を補助する社員に関する事項を定めるために、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会の職務を補助する社員に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

（1）監査委員会室に所属する社員は、監査委員会の職務を補助するものとし、監査委員会の指揮命令に服する。

（2）監査委員会室に所属する社員は、室長1名を含む4名以上とする。

2．当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会室に所属する社員の独立性を確保するために、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会の職務を補助する社員に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

（1）監査委員会室に所属する社員の採用、異動、人事考課、給与及び懲戒については、あらかじめ、監査委員会（監査委員会が特定の監査委員を指名した場合には、当該監査委員）の同意を得るものとする。

（2）執行役及び社員は、監査委員会室に所属する社員の業務遂行に対して不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することのないよう留意するものとする。

3．当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査委員会の監査委員会室に所属する社員に対する指示の実効性を確保するために、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会の職務を補助する社員に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

（1）監査委員会室に所属する社員は、監査委員会の職務を補助するものとし、監査委員会の指揮命令に服する。

（2）監査委員会室長は監査委員会の職務を補佐し、監査委員会監査の円滑な遂行のために監査委員会室に所属する他の社員を指揮して所管業務を統括する。

4．次に掲げる体制その他の当社の監査委員会への報告に関する体制

（1）当社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び使用人が当社の監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

監査委員会に対する報告体制を整備するために、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

a．取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び社員は、監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員からその職務の執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとする。

b．執行役及び社員は、当社、当社の子会社又は関連会社の業務又は財務の状況に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、その内容について直ちに監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員に報告しなければならない。

（2） 当社の子会社の取締役、監査役、執行役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者（以下この号において「子会社取締役等」という。）が当社の監査委員会に報告をするための体制

監査委員会に対する報告体制を整備するために、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

a．子会社取締役等又は当社の執行役及び社員は、監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員から子会社に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとする。

b．子会社取締役等又は当社の執行役及び社員は、子会社の業務又は財務の状況に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、その内容について直ちに監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員に報告しなければならない。

5．前4．の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査委員会に報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備するために、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

（1）監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員に報告した者は、当社並びに執行役及び社員等から、当該報告をしたことを理由としたいかなる不利益も受けないものとする。

（2）当社並びに執行役及び社員等は、監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員に報告した者に対して、当該報告したことを理由としたいかなる不利益も加えてはならない。

6．当社の監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関して、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

（1）執行役及び社員は、監査委員又は監査委員会が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査委員又は監査委員会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができない。

（2）前号の規定は、着手金等の前払い、及び事後的に発生した費用等の償還その他の監査委員会の職務の執行に係る費用についても同様とする。

7．その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会による監査の実効性を確保するために、社内規則として、次の事項を含む「監査委員会への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

（1）代表執行役は、監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員と定期的に会合を持ち、経営方針、当社が対処すべき課題、当社を取り巻く重大なリスク、監査委員会監査の環境整備、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

（2）執行役及び社員は、監査委員会が指名した監査委員が、執行役会その他の重要な会議に出席して意見を述べ、又は説明を求めた場合には、誠実かつ適切に対応するものとする。

8. 当社の執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
社内規則において定められた職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
コンプライアンス・プログラムを導入し、次の施策を実施する。
(1)役員及び社員が企業倫理の観点から準拠すべき普遍的価値観を示した「企業行動憲章」や社員の具体的な行動規範を示した行動規範をはじめ、コンプライアンスに関連した社内規則(情報管理に係るものを含む。)の制定及び遵守
(2)コンプライアンスに係る社内体制として、コンプライアンス責任者(CEO)、コンプライアンス担当役員(総務担当執行役)及びコンプライアンス関連業務事務局(総務部内)を設置
(3)公益通報制度として、コンプライアンス・ホットラインを設置し運用
(4)継続的な周知・教育活動として、コンプライアンス担当者との連絡会議の開催やイントラネットを利用したコンプライアンス関連の情報配信、eーラーニングによる研修の実施

反社会的勢力の排除に向けて、「企業行動憲章」に基づき、次のとおり毅然たる対応を行う。
(1)市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力には断固とした姿勢で臨み、一切の関係遮断に努める。
(2)反社会的勢力による金融商品市場への介入を防止し、健全で公正な市場の構築に努める。

CEO及びCOO直轄の内部監査室を設置して内部監査を実施する。

9. 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
社内規則において明確化された情報セキュリティ対策基準において、執行役会議事録をはじめとした執行役の職務の執行に係る文書の保管等の取扱いについて規定し、適切に運用する。

10. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
社内規則において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、取締役、執行役及び社員それぞれが自己の職務分掌及び権限に応じ、責任を持ってリスク管理を行うとの認識の下で業務を行うことを基本とする。

CEOを委員長とするリスク管理委員会を設置するとともに、「リスク管理方針」を制定し、当社及びその子会社からなる企業集団(以下「日本取引所グループ各社」という。)のリスクに関して、未然防止の観点からリスク事象の認識と適切な対応策の整備、運用を行い、定期的にリスク管理委員会にその状況が報告される体制を整備する。また、リスクが顕在化した場合又はそのおそれが生じた場合にはリスク管理委員会が状況の総括的な把握、事態の早期解決のための対応等を行う。

特に、市場利用者が安心して取引できる機会を安定的に提供することが市場開設者としての日本取引所グループ各社の責務の根幹であることを強く認識し、システムの安定的稼動に係るリスクについては、その開発及び運用体制において、開発手法の標準化や十分な稼動確認テストの実施、詳細な運用マニュアルの整備とその遵守、更には専門部署の設置による開発及び運用業務に係る品質管理の徹底など、必要十分な対応を図る。

そのうえで、万一の天災地変やテロ行為等により市場開設に係る業務の継続が困難となる状況については、「事業継続基本計画書」を策定し、関係者に対する影響を最小化し、一刻も早い業務の再開を行うために必要な体制、手順等を予め定めておくことにより、適切な対応を図る。

また、市場開設者である日本取引所グループ各社にとっての自主規制機能の重要性及び社会一般からの日本取引所グループ各社の自主規制機能に対する期待の大きさに鑑み、自主規制機能の適切な発揮に係るリスク(自主規制業務の遂行が不適切であった場合のレピュテーションリスクをはじめとした各種リスクをいう。)については、自主規制業務の独立性確保のための組織上の措置をはじめ、公正性確保のための施策を講じるとともに、積極的に経営資源を投入のうえ、詳細な業務マニュアルの整備とその遵守、教育研修の充実等による自主規制業務の質的向上を追求することにより、万全の対応を図る。

11. 当社の執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
社内規則において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、分業体制による業務の専門化・高度化を図る。また、そうした体制の中で、重要度に応じて職務権限を委任できることとし意思決定手続きの機動性向上を図る。
経営層からのトップダウンと事業部門等からのボトムアップを適切に組み合わせながら中期経営計画及び年度予算を策定するとともに、適切な進捗管理等を実施することを通じて職務執行の効率化を図る。

12. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)当社の子会社の取締役、執行役その他これらの者に相当する者(以下「子会社の取締役等」という。)の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社に対し、経営管理契約に基づく経営管理を行い又は「関係会社管理規則」に基づく各種報告を求める。
(2)当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社に対し、経営管理契約に基づく経営管理を行い又は「関係会社管理規則」に基づきリスク管理状況に係る報告を求めるとともに必要に応じて助言等を行う。
(3)当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社に対し、経営管理契約又は「関係会社管理規則」に基づき、各社の位置付けや規模に応じた適切な子会社管理及び支援等を行うことにより、日本取引所グループ各社における職務執行の効率化を図る。
(4)当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
子会社に対し、継続的な周知・教育活動として、日本取引所グループ各社のコンプライアンス担当者との連絡会議の開催やコンプライアンス関連の情報配信を行う。
子会社に対し、経営管理契約に基づく経営管理を行い又は「関係会社管理規則」に基づき公益通報制度としてコンプライアンス・ホットラインの導入を求めるとともに必要に応じて助言等を行う。
子会社に対し、経営管理契約又は「関係会社管理規則」に基づき、当社の内部監査室が内部監査を実施し又は子会社自らが内部監査を実施した内容につき報告を求めるとともに必要に応じて助言等を行う。
(5)その他当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
日本取引所グループ各社の役員及び社員が企業倫理の観点から準拠すべき普遍的価値観を示した「企業行動憲章」を制定する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)基本的な考え方

＜日本取引所グループ　反社会的勢力の排除に係る基本方針＞

私たちは、日本取引所グループの企業行動憲章に基づき、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力には断固とした姿勢で臨み、一切の関係遮断に努めるとともに、こうした勢力による金融商品市場への介入を防止し、健全で公正な市場の構築に努めるべく、下記の内容を基本方針とします。

1　組織的に反社会的勢力の排除に努めます。

2　反社会的勢力とは、取引を含めて一切の関係を遮断することとし、万が一、その関係が事後的に判明した場合には、直ちに契約解除等必要な措置を講じます。

3　平素から警察、弁護士及び反社会的勢力の排除活動に関する専門機関と連携し、反社会的勢力の排除に努めます。

4　役員及び社員の安全を確保するために必要な対策を講じます。

（2）整備状況

当社は、上記の反社会的勢力の排除に係る基本方針を定めるとともに、企業行動憲章及び会社法上の内部統制システム構築の基本方針にも上記の方針の一部を盛り込んでいます。

また、日頃より、反社会的勢力への対応についてマニュアル等の作成や、担当者に対する啓蒙活動、反社会的勢力に関する情報の収集・管理、必要に応じた関係先等の調査を行うとともに、取引先に対しては、反社会的勢力とのつながりが明らかになった場合には取引関係を解消することなどを定めた契約書の締結を求めるなど、当社の事業活動に対して反社会的勢力が侵入することのないよう、未然防止及び早期発見に努めています。

同時に、警察関連機関や弁護士等の外部の専門機関との連携強化も図り、万一の場合にも適切な対応が可能となるよう、体制の整備を図っています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

2007年９月30日に施行された金融商品取引法において、金融商品取引所の自主規制機能を担う組織の独立性強化のための枠組みなどが整備されたことを受け、株式会社東京証券取引所グループは、同法の施行後、速やかに同法に基づき自主規制法人を設立いたしました。なお、自主規制法人については、同法において理事の過半を独立性の高い外部理事とすること及び理事長について外部理事の中から選任することなどが規定されています。

また、当社の子会社である株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪取引所は、自主規制業務（売買審査、考査、上場審査及び上場廃止などに係る事項をいう。以下同じ。）を自主規制法人に委託しており、同法人が自主規制業務に関する事項の決定を行っています。

これらの対応を通じて、当社グループでは自主規制機能の独立性の強化に努めるとともに、企業体としての利害と市場の公正性との間の利益相反問題の回避に万全を期しています。

日本取引所グループにおけるコーポレート・ガバナンス体制図

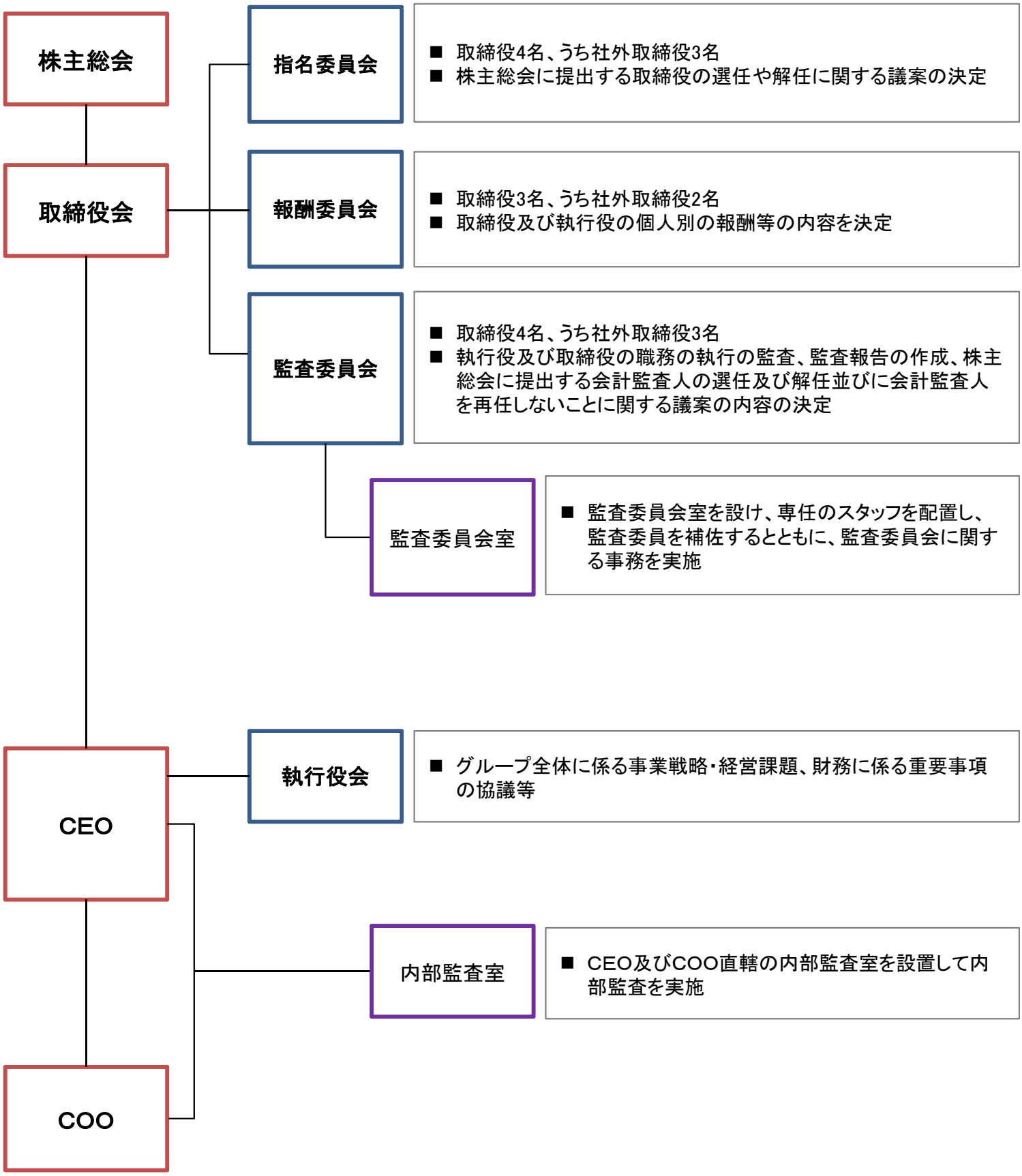

※ 2016年5月17日現在、COOは空席です。

日本取引所グループの適時開示体制の概要図

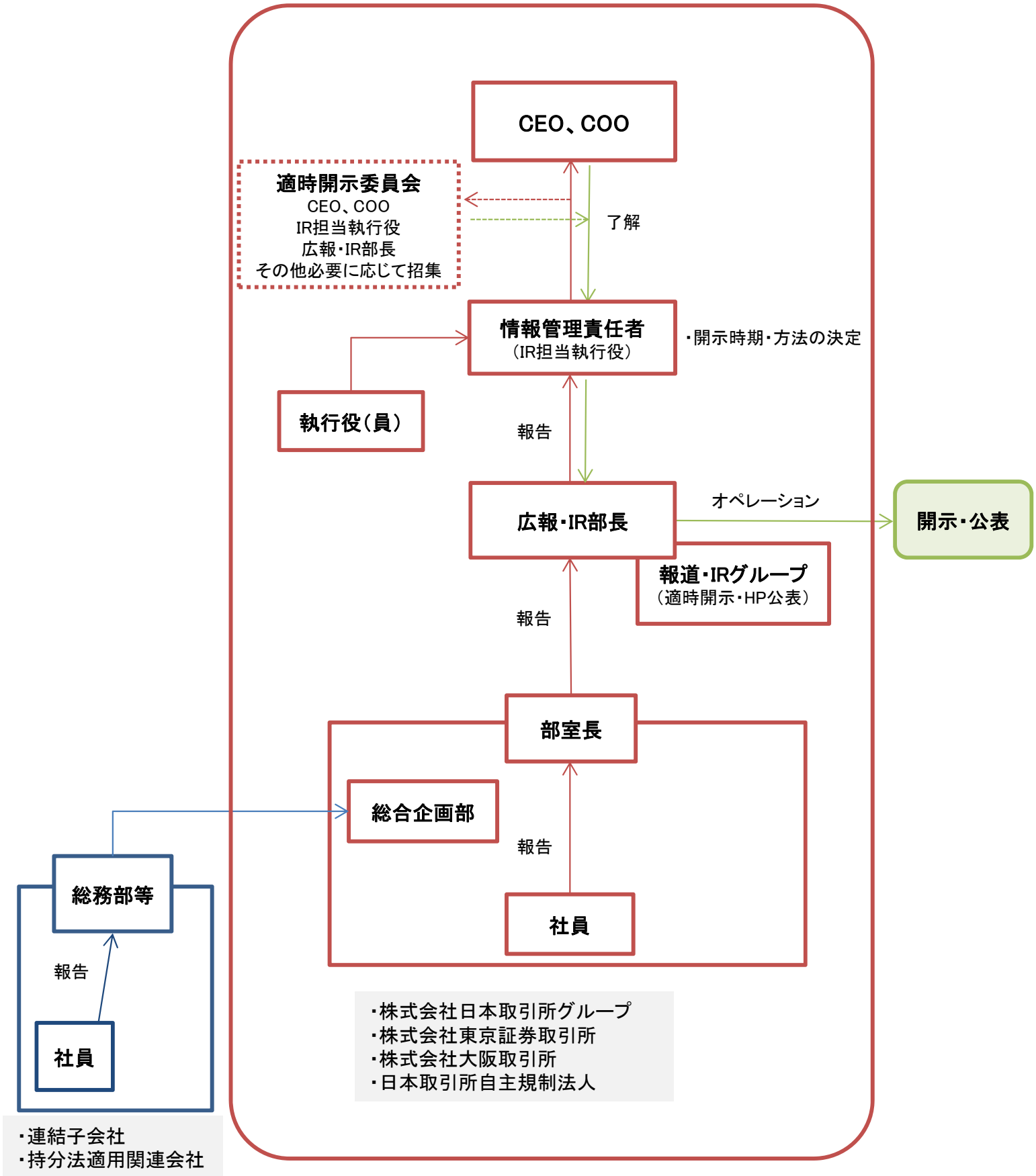

※　2016年5月17日現在、COOは空席です。